

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 30 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 9 号（令和 4 年 3 月 18 日付）分・・・6 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

スポーツ振興課（旧健幸都市推進課）「飯塚市体育施設」 【局長指摘事項】

指 摘 事 項	措 置 の 状 況
<p><b>1 経理について</b></p> <p>飯塚市体育施設管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）14（3）には、「指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して管理すること」とされている。</p> <p>しかしながら、指定管理会計より補助金会計に一時的に資金を繰り出しているのが散見され、その後の繰入れを失念しているものもあった。</p> <p>指定管理者の話では、補助事業会計の資金繰りができないため、やむを得ず指定管理会計から繰り出しているとのことであるが、補助金の事業完了前交付により資金ショートを防止することは可能であり、会計間のやり取りは不要であると思料する。</p> <p>指定管理業務とその他の業務に係る経費との区分を明確にし、他会計との出し入れを安易に行うことのないよう指導すること。</p> <p>なお、補助金についても、指定管理者と資金計画等の協議を十分に行い、交付時期について検討されたい。</p>	<p>指定管理業務とその他の業務に係る経費との区分を明確にするよう指導している。</p> <p>また、補助事業の資金ショートを防止するため資金計画について協議し、事前交付を検討している。</p>

<p><b>2 事業計画書について</b></p> <p>飯塚市体育施設の管理運営に関する基本協定書で指定管理者が提出することとされている事業計画書について、指定管理に係るものではなく、スポーツ協会全体の事業に係る内容が記載されており、指定管理業務としてどのような事業を計画したのかが不明で、計画どおりに事業が実施されたのか確認ができない。</p> <p>事業計画書については、適切な審査を行うこと。</p>	<p>スポーツ協会と指定管理者の事業計画が判別できるよう書類の作成を指導しており、今後、内容について適切な審査を行う。</p>
<p><b>3 再委託について</b></p> <p>総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総行第87号）には、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規程に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、<u>管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。</u>」と記されている。</p> <p>穂波B&amp;G海洋センター、穂波体育館等については、管理業務委託契約を第三者と締結しているが、本契約の仕様書には、業務内容として「施設使用の管理」と記されており、本来、指定管理者が行わなければならない施設の利用許可業務が委託業務から除外されているのか、本仕様書では判断できない。</p> <p>再委託について、委託業務の内容を明確にするよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>指定管理者へ再委託の委託業務の内容について明確に標記するよう指導した。</p>
<p><b>4 自主事業について</b></p> <p>仕様書7(6)には、「(略)あらかじめ市長等の承認を得て自主事業を実施することができる。」と記載されている。</p> <p>①しゃんしゃん動こう健康づくり教室、②らくらくリズム体操、③卓球教室等の自主事業については、承認手続きを行わないまま実施していた。</p> <p>今後は仕様書に従い、適切な事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>自主事業の事前承認について確認させ、適切な事務を行うよう指導した。</p>
<p><b>5 旅費について</b></p> <p>一般社団法人飯塚市スポーツ協会給与及び旅費規程第8条には、「職員が協会の業務のために旅行するときは旅費を支給するものとし、旅費の額は実費支給とする。」と定められている。</p>	<p>旅費の規定について整備するよう指導した。</p>

<p>令和2年11月19日～11月20日の新体育館建設における各市町体育館視察について、宿泊代5,265円の他に算定根拠のない4,735円を旅費として支給していた。日当等の必要性があるのであれば、同規定を整備するよう指導すること。</p>	
<p><b>6 郵券の管理について</b>  切手受払簿は整備されているものの、受払簿に記載された郵券の残枚数に比べ、実枚数が不足していることが確認された。  郵券は金券であることから管理の重要性を認識し、管理を徹底するよう指導すること。</p>	<p>切手受払簿の見直しを行い、管理を徹底するよう指導した。</p>